

平成 27 年 6 月

平成 28 年度

税制改正に関する要望

東京税理士政治連盟

〔要 望 項 目〕

はじめに

【重点要望項目】

1. 消費税の単一税率を維持すること。… 2 頁
2. 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮の上、課税のあり方を慎重に検討すること。… 2 頁

【個別要望項目】

I 個別税法改正項目

1. 消費税関係
 - (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。（継続）… 3 頁
 - ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。（消法）（継続）… 3 頁
 - ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。（消法 37、同 37 の 2）（継続）… 4 頁
 - (2) 仕入れ税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。（消法 30）（継続）… 4 頁
 - (3) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。（継続）… 4 頁
2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。（法法 34）（継続）… 4 頁
3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。（措法 31、同 32 等）（所法）（継続）… 5 頁
4. 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること。（所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5）（継続）… 5 頁
5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。（継続）… 5 頁
6. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。（相法 38①、同 41①、相令 12①、同 17①、相基通 38-2、同 41-1）（継続）… 6 頁
7. 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること。（所法 72～86）（新規）… 6 頁
8. 印紙税制度を見直し、簡素にすること。（新規）… 7 頁

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。（共通・継続）… 7 頁
2. 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（継続）… 7 頁
3. 平成 28 年 1 月から運用が開始されるマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。（継続・一部修正）… 8 頁
4. 電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大等を図ること。（新規）… 8 頁

III 国及び地方公共団体の会計制度改革（継続）… 8 頁

税制改正に関する要望

平成 27 年 6 月
東京税理士政治連盟

はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、傘下 48 単位税理士政治連盟からの意見を集約し、東京税理士会の建議権を基本とした「平成 28 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（以下「意見書」という。）に掲げられた項目を実現するために、作成したものである。したがって、要望項目の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めるものである。

税理士法第 1 条は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と税理士の使命を定めている。税理士は、この崇高な使命と建議権に則り、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から、納税者のための民主的な租税制度の確立のために尽力すべきである。

租税には、国や地方公共団体などの公共部門の活動を維持するための財源として、金銭その他の財貨を法律に従い、強制的に徴収する機能を有している。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成するためには、租税の機能と効果を考慮しつつ、国民との信頼関係のなかで経済政策と社会環境の整備に即応する税制を考えていく必要がある。それゆえ、国民との信頼構築にあたっては、納税者の理解を得るとともに、世代間の公平その他負担の能力に応じ、公平に租税を課することが重要である。

なお、東日本大震災に関する復興支援は、税制面においても最優先課題であるとともに、わが国では依然として大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている。このような状況下においては、災害が発生する度に震災特例法等を制定するのではなく、「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すべきである。

税制に対する基本的な視点

税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 負担能力に応じた公平性に配慮した税制
- (2) 立法過程などの透明性に配慮した税制
- (3) 国民の納得が得られる税制
- (4) 時代に適した税制

本要望書では、喫緊の課題として次の 2 点について特に強く要望する。

1. 消費税の単一税率を維持すること。
2. 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮の上、課税のあり方を慎重に検討すること。

重点要望項目

1. 消費税の単一税率を維持すること。

平成 27 年度税制改正大綱において、消費税の軽減税率制度については、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10 %時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」との記載がある。

しかしながら、複数（軽減）税率制度の導入は以下の問題点があるため、導入すべきではない。

- ① 複数（軽減）税率の効果が低所得者世帯のみならず、全世帯に及ぶことになり、逸失税収額が多額になる。
- ② 複数（軽減）税率対象品目の選定が困難であり、多種多様化している経済取引を阻害し、新たな不公平を生みかねない。また、仮に対象品目を絞り込む政策では、低所得者層への負担軽減効果が薄い。
- ③ 帳簿方式、インボイス方式のいずれの方式の採用に関わらず、日常事務が煩雑となり、特に小規模事業者の事務負担が増大する。
- ④ 小規模事業者に配慮した事業者免税点制度・簡易課税制度が形骸化する。

なお、低所得者層への配慮については、複数（軽減）税率に比して事務負担も少なく、給付も低所得者層に限定されるマイナンバー制度を活用した「給付付き税額控除制度」が有用な制度であると考えられる。ただし、マイナンバー制度の普及・定着までは、「簡素な給付制度」により対応を図るべきである。

2. 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮の上、課税のあり方を慎重に検討すること。

法人税改革の流れは、法人課税を成長志向型の構造に変えるため、欧米各国に即して「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことである。しかし、このビジョンには、法人税率の引き下げに対して、税目を横断的に捉えて必要以上に課税ベースが拡大されていないか注視しなければならない。

なかでも欠損金の繰越控除制度に係る控除限度額の縮減及び外形標準課税の拡大は、業績悪化に伴う赤字法人の経営再建に対し大きな足かせとなり、成長志向を提唱する施策とは逆行しているように思われる。また、今般の法人税改革と併せて検討されている個人と法人成り企業に対する課税のバランスについても同様であるといえる。実効税率引き下げに伴う法人税の課税ベースの拡大等にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである。

特に全法人の 99 %を占める中小法人、小規模企業等については、厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討しなければならない。

個別要望項目

I 個別税法改正項目

1. 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。（継続）

※選択届出制は、課税期間開始前までに適用（不適用）の可否を予測して届出る制度となっている「課税事業者選択（不適用）届出」や「簡易課税制度選択（不適用）届出」の2年間継続適用の規定。

- ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。（消法）（継続）

▼現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提にたち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

▼また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

▼こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「申告不要制度」）、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎税額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「基礎税額控除制度」）を創設すべきである。

② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。(消法 37、同 37 の 2) (継続)

▼消費税法 37 条の 2 (災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例) では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることから、小規模事業者の実情に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度 (年分) については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

(2) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。(消法 30) (継続)

▼仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務づけていることから、事業者の事務負担が過重になっている。請求書等により仕入税額控除要件が確認できるのであれば、重複して帳簿に記載しない場合でも取引の検証は十分に可能であるから、帳簿への記載を簡略化すべきである。

(3) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。(継続)

▼平成 24 年 8 月 22 日に公布された消費税法の一部改正により、中間申告義務のない事業者であっても、選択による六月中間申告納付ができることとなった (改消法 42 ⑧～⑩)。この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると思われる。そこで、この制度を更に拡充し、中間申告義務の有無にかかわらず、一月中間申告や三月中間申告についても選択することができるようにするべきである。

2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。(法法 34) (継続)

▼現行法における役員給与は、「定期同額給与」・「事前確定届出給与」・「利益連動給与」のいずれかに該当しなければ損金不算入、さらにそれらに該当する場合であっても、「不相当に高額」か「仮装・隠ぺい」によるものは損金不算入という、いわば原則損金不算入という規定になっている。その中でも、特に「定期同額給与」・「事前確定届出給与」は、いわゆる社会通念上の報酬・賞与とは異なった税法固有の概念となっている。直面している緊急の課題としては、定期同額給与の期中改定に係る「業績悪化改定事由」の適合性について狭義の解釈がリードし、役員給与の減額に伴う損金算入に対する予測可能性が不透明になっていることである。

▼役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与を限定した上で別段の定めとする条文構造に見直すべきであるとともに、その内容も課税要件が明確かつ常識的なものにすべきである。

3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。(措法 31、同 32 等) (所法) (継続)

▼法人が不動産を譲渡した場合には、その譲渡損失の額はその法人の他の利益の金額と通算される。これに対し、個人が業務の用に供していた不動産を譲渡したことによる譲渡損失はその個人の他の所得とは損益通算されない。

法人・個人間の課税の公平性の確保、また、譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

▼不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。

平成 10 年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることから、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

4. 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること。(所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5) (継続)

▼現在、減価償却資産は度重なる改正により、10 万円未満、10 万円以上 20 万円未満、30 万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。

▼このような複雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するために、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げるべきである。

5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。(継続)

▼復興財源確保法によると、復興財源の 1 つとして復興特別所得税（以下「付加税」という。）が課されることが決定しており、所得税の納税義務者はその納付義務を負うことになるため、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。

具体的には、(1) 給与等に係る源泉所得税、(2) 利子・配当等に係る源泉所得税、(3) 報酬等に係る源泉所得税のケースがあるが、(1) の給与所得者の大半については年末調整制度があり、(2) の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、(3) の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

▼そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化

及び便宜性を考慮したものであることから、10%（又は20%）という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した10.21%にした場合には、支払者に多大な事務負担が課される結果となる。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることも少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすくなることも容易に想定できる。

- ▼確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに杓子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を適用しないなど、簡素化を図るべきである。

6. 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。（相法38①、同41①、相令12①、同17①、相基通38-2、同41-1）（継続）

- ▼平成18年度税制改正では、金銭又は延納による納付困難要件を判定する際には、相続財産だけではなく、納税者の固有の財産もその判定の対象とされることとなった。

しかし、相続税は、所得金額を課税標準とする所得税及び法人税とは異なり、取得した相続財産そのものを評価し、課税価格とする財産税の性質を有するため、その納付方法として「延納」及び「物納」が金銭納付の例外として認められている。

- ▼財産税である相続税は、本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、金銭又は延納による納付困難要件の判定においても、相続財産でその判定を行うべきであると考えられる。そこで、金銭又は延納による納付困難要件の判定から、納税者固有の財産を除外すべきである。

7. 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること。（所法72～86）（新規）

- ▼現行の所得控除は、個人的事情の斟酌や社会的・政策的要請から導入されているが、度重なる改正により複雑化している。そのため全体を見直し、所得控除を整理、簡素化すべきである。
- ▼個人のライフスタイルの多様化等に伴い家族の形態も変容しているが、人的控除は、あくまでも個人単位課税を基礎に考えるべきである。特に配偶者控除については、一方の配偶者の働き方等の選択によって不公平な税制とならないよう見直しを行う必要がある。
- ▼個人的事情や社会的・政策的要請等を斟酌し、所得控除に多様な機能を持たせるには自ずと限界がある。これらの斟酌度合いは必要最小限に止め、基礎控除額の増額や簡素な税額控除制度等の導入も検討すべきである。

8. 印紙税制度を見直し、簡素にすること。(新規)

以下の理由から印紙税制度を見直し、簡素な制度に改正すべきである。

- ▼印紙税は、日常の経済取引に伴って作成される契約書や領収証等の文書に課税される税金である。現在 20 種類の文書を課税対象としているが、印紙税が課税されるか否かの判断等は納税者自らが行わねばならず、経済取引が多様化している現在においては、その判断に悩む文書も多い。
- ▼また、印紙税は文書を作成しなければ課税されないため、電子決済や事務処理の機械化、ペーパーレス化等の進展に伴い、新たな不公平が生じかねない。

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。(共通・継続)

- ▼過年度における税制改正では、納税者に十分な周知がないままに唐突な法改正が相次いだ。現在、各省庁において税制改正に関する要望の募集が行われ、徐々にその透明性が確保されつつあるが、十分とはいえない。税制調査会等における会議資料及び議事録を公開し、大綱の閣議決定後の法案作成作業も含めて税制改正過程の透明化を図るべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることから、今後の一層の充実を望むものである。
- ▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても意見照会のシステムが必要である。

2. 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。(継続)

- ▼平成 23 年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第 1 条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた当連盟としては、誠に遺憾である。
- ▼平成 24 年度税制改正大綱でも述べられているように、「平成 23 年度税制改正法附則第 106 条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点」から、早急に国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定するべきである。
- ▼なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。
- ▼また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成

過程においてパブリック・コメントを実施する等、国民（納税者）の意見を十分に反映させるべきである。

▼さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更するべきである。

3. 平成 28 年 1 月から運用が開始されるマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。（継続・一部修正）

▼マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続き面で利用され、行政事務の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための基礎として運用される。そのためには、次のような整備をすべきである。

(1) 番号の記載誤りについて、補正制度を導入すること。

(2) 本人交付用の源泉徴収票等の法定調書及び申告書の控え等については、番号を記載しないこととすること。

(3) マイナポータルは電子申告と連携すること。

(4) マイナンバー制度に関係する政省令や通達などの命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。

4. 電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大等を図ること。（新規）

▼e-Tax と eLTAX の統一的な運用を行い、納税者の事務負担の軽減と行政事務の効率化を図ること。

▼eLTAX については受付時間の拡大が予定されているが、土曜日及び日曜日並びに申告集中時期の 24 時間運用を行うこと。

▼受付時間外であっても、ポータルサイトからのソフトウェアのダウンロードや PCdesk 起動時のバージョンアップ、申請書等の作成、データの受け取り、メッセージボックスの確認といった作業が可能となるよう、システム変更をすること。

▼電子申告の利便性の向上のため、必要とされる添付資料についても PDF やその他の方法による電子送信を可能にすること。

Ⅲ 国及び地方公共団体の会計制度改革（継続）

財政再建の議論を行うためには、我が国の真の財政状況を把握する必要がある。しかし、現在、国が公表している財務書類では適正な財政状態の把握は困難である。増税や歳出削減に対する国民の理解を得るためには、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により、財務諸表の信頼性と検証可能性を高めるべきである。